資料２

福祉サービス第三者評価事業の最近の動向と今後の対応について

１　評価基準（厚生労働省）

⑴ 第５期社会的養護関係施設第三者評価基準の見直しに向けた検討

・児童養護施設、乳児院、母子生活支援施設、児童心理治療施設、児童自立支援施設の基準改定

⑵ 女性自立支援施設（旧：婦人保護施設）第三者評価基準の改定

・「困難な問題を抱える女性への支援の推進に資する取組に関する調査研究事業」への協力

（厚生労働省社会・援護局総務課 女性支援室）

２　受審勧奨した法人・事業所への情報提供（メールマガジンの発行）

⑴ 相手方　　保育所（認定こども園）・放課後児童クラブを運営する 15 市町村、

一部の社会福祉法人（※了解を得た５法人）

⑵ 内　容

	送信日	内　　容
第２号	令和５年10 月３日（火）	【１】令和４年度第三者評価結果の公表状況をお知らせします（８件） 【２】（有）エフワイエルさんが評価機関の認証を辞退されました 【３】特別養護老人ホームの受審状況を一覧表にしました（一覧表添付） 【４】保育所の受審について （評価機関一覧）
第３号	令和６年３月１日（金）	【１】令和５年度第三者評価結果の公表状況をお知らせします（24 件） 【２】第三者評価専用のＸ（旧 Twitter）アカウントを開設しました 【３】長野県社会福祉審議会福祉サービス第三者評価推進専門分科会を開催しました （評価機関一覧）

３　今後の対応（案）（長野県）

⑴ 受審勧奨した法人・事業所への情報提供（メールマガジンの発行）

⑵ Ｘ（旧 Twitter）による情報発信（資料２－１参照）

⑶ 指導監査時における受審勧奨及びＸ（旧 Twitter）アカウントの周知（資料２－２、２－３参照）